

機能等証明書

○ 機能等証明書の作成について

1. 機能等証明書は、納入しようとする物品等が要求仕様書に示す各項目を満たすことを証明するものです。
2. 機能等証明書は、納入しようとする機器、ソフトウェア、設置及び運用体制等について記載いただくものです。必要に応じて、各項目の内容を確認できる資料等（製品仕様書、カタログ等）の添付をお願いいたします。
なお、機器の設置、設定、動作確認及び運用等については、具体的な体制等（能力を有する職員の説明など）について記載をお願いします。
3. 機能等証明書の提出期限は、令和7年2月12日（水）午後5時15分となっています。
なお、提出された機能等証明書について、不備が認められたときは、受付ができない（郵送による提出の場合は、返送となります。）場合がありますので、時間的な余裕をもって提出いただくようお願いします。

令和 年 月 日

独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 藤井 隆 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

業務用パソコンの調達等に係る入札に関し、下記の機器、ソフトウェアの納入及び設置・運用等を行うことで、基金作成の要求仕様書を満たすことを証明します。

記

1 納入しようとする機器等の構成

機種名等	品名	型式	数量

2 納入しようとするソフトウェア等の構成

品名	数量

3 設置及び運用等における体制等について（ソフト担当者等の技能及び作業体制等を記載）

--

※ 1～3について、別途内容が判る様式のものがあれば別添参照としても差し支えありません。